八二 在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額、住居手当に係る控除額及び限度額並びに子女教育手当に係る自己負担額を定める政令及び在外公館に勤務する外務公務員の特殊語学手当に関する政令の一部を改正する政令 三一 特15 八一
八三 地方税法施行令等の一部を改正する政令 三一 特15 九〇
八四 地方交付税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令 三一 特15 一〇七
八五 関税定率法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令 三一 特15 一〇九
八六 国際関係の緊急時に特定の国を原産地とする物品に課する関税に関する政令の一部を改正する政令 三一 特15 一一七
八七 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令 三一 特15 一二八
八八 高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令 三一 特15 一二九
八九 土地改良法施行令の一部を改正する政令 三一 特15 一三〇
九〇 労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令 三一 特15 一三〇
九一 サイバー通信情報監理委員会事務局組織令 三一 特15 一三〇
九二 重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令 三一 特15 一三一
九三 所得税法施行令の一部を改正する政令 三一 特17 一三七
九四 法人税法施行令及び法人税法施行令等の一部を改正する政令の一部を改正する政令 三一 特17 一四一
九五 地方法人税法施行令の一部を改正する政令 三一 特17 一四八
九六 消費税法施行令の一部を改正する政令 三一 特17 一四八
九七 国税徴収法施行令の一部を改正する政令 三一 特17 一四八
九八 租税特別措置法施行令の一部を改正する政令 三一 特17 一五一
九九 租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律施行令の一部を改正する政令 三一 特17 一五一
一〇〇 内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律施行令の一部を改正する政令 三一 特17 一六七
一〇一 租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行令等の一部を改正する政令 三一 特17 一六七
一〇二 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令の一部を改正する政令 三一 特17 一六七
一〇三 復興特別所得税に関する政令の一部を改正する政令 三一 特17 一六八
一〇四 新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令の一部を改正する政令 三一 特17 一九三
一〇五 防衛特別法人税に関する政令の一部を改正する政令 三一 特17 一九六
一〇六 防衛特別所得税に関する政令 三一 特17 一九七
一〇七 所得税法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国際観光旅客税の記帳義務に関する経過措置に関する政令 三一 特17 二三四
一〇八 消費税法施行令等の一部を改正する政令の一部を改正する政令 三一 特17 二三五
一〇九 国税収納金整理資金に関する法律施行令の一部を改正する政令 三一 特17 二三五

最高裁規則

一 不動産登記の嘱託に関する職員を指定する規則の一部を改正する規則 二四 一
二 民事訴訟規則等の一部を改正する規則 二四 二
三 司法委員規則等の一部を改正する規則 二四 二

内閣官房令

○内閣官房
一 国家公務員退職手当法の規定による早期退職希望者の募集及び認定の制度に係る書面の様式等を定める内閣官房令の一部を改正する内閣官房令 二五 66 九
二 寒冷地手当支給規則の一部を改正する内閣官房令 二七 71 二八

府令

○内閣府
八 信託業法施行規則及び金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令 二 二
九 内閣府の所管することも家庭庁関係法令に係る構造改革特別区域法第三十五条に規定する政令等規制事業に係る主務省令の特例に関する措置を定める内閣府令の一部を改正する内閣府令 三 43 一
一〇 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令 一六 53 二
一一 児童福祉法施行規則の一部を改正する内閣府令 一七 二
一二 母子保健法施行規則の一部を改正する内閣府令 二七 71 二九
一三 道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令 二七 71 三〇
一四 保険業法施行規則及び金融サービス仲介業者等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令 三〇 73 三
一五 児童福祉法施行規則の一部を改正する内閣府令 三〇 73 四八
一六 一時保護委託者の登録等に関する基準 三〇 73 五〇
一七 地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める